

# 相続預金払戻し依頼書（仮払い用）

令和 年 月 日

山梨県民信用組合 御中

下記預金の預金者は、年 月 日に死亡いたしました。

つきましては、まだ遺産分割の協議前ではありますが、家事事件手続法 200 条 2 項および 3 項で定める家庭裁判所の審判や調停にもとづく仮払い、または民法 909 条の 2 に定める家庭裁判所の判断を経ない仮払いにより、下記預金をお支払い下さいますようお願いいたします。

また、本仮払い手続き後は、速やかに相続人間で遺産分割協議を行い、正式な相続手続きを行います。

なお、この件に関し今後どのような問題が発生いたしましても、私がおの責を負い、貴組合には一切ご迷惑ご損害はおかけいたしません。

記

## 1. 仮払い方法（いずれかに○をつけてください。）

<input type="checkbox"/>	家庭裁判所の判断を経ない仮払い
<input type="checkbox"/>	家庭裁判所の審判や調停にもとづく仮払い

## 2. 払戻預金の明細

支店名	預金種類	口座番号・預入番号	仮払金額

### ※仮払金額について

- 「家庭裁判所の判断を経ない仮払い」の場合、仮払可能な金額は、相続開始時の預金債権額に以下の計算式で求められる金額とし、150 万円を限度とします。なお、複数の預金口座があるときには、**預金の契約単位ごと（普通預金であれば口座ごと、定期預金であれば明細 1 本ごと）**に以下の計算式で算出し、合算して 150 万円が限度となります。

計算式＝（相続開始時の預貯金債権の額）×（3分の1）× {相続人（払戻請求者）の法定相続分}

- 「家庭裁判所の審判や調停にもとづく仮払い」の場合は、家庭裁判所の審判書や調停調書で指定された内容をそのまま記入してください。払戻の上限額はありません。

### ※残高証明書の添付

本依頼書に相続開始日の「残高証明書」（僚店の預金・貸出金を含む）を添付する。

## 3. 支払金振込先 {相続人（払戻請求者）} の口座を指定してください。

お支払金額より振り込み手数料を差し引いてお振込みさせていただきます。

金融機関	信用組合・銀行			支店
	信用金庫			
指定口座	預金種類	普通預金 ( 預金)	口座番号	
口座名義	フリガナ			

4. 通帳・証書・キャッシュカード等の喪失

該当する場合は、下記口内に 印をしてください。お取引内容、喪失物欄もご記入してください。

下記通帳・証書・キャッシュカード等は紛失のため提出できません。今後、喪失物については無効であることは勿論、万一発見した場合はただちに貴組合に返却いたします。

お取引内容		喪失物 (通帳・証書・カード欄については、該当の箇所にて○印を記載)			
支店名	預金種類	口座番号・ 証書番号等	通帳	証書	キャッシュカード

5. 通帳・証書等を提出できない理由

該当する場合は、下記口内に 印をしてください。

本仮払いに係る通帳・証書については、相続人間の個別事情等の理由により今回は提出できませんが、遺産分割協議を行い、正式な相続手続きをおこなった後に提出を行います。なお、この件に関し今後どのような問題が発生いたしましても、私がおその責を負い、貴組合には一切ご迷惑ご損害はおかけいたしません。

6. 被相続人、相続人 (払戻請求者)

【被相続人】

住所

氏名

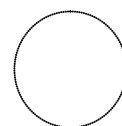
【相続人 (払戻請求者)】

住所

続柄 ( )

氏名

実印



-----  
〔組合使用欄〕

【仮払い時】(受付日: 令和 年 月 日 )

【正式な相続手続き時】(受付日: 令和 年 月 日 )

部店長印	検印	係印	印鑑照合

部店長印	検印	係印	金額確認

(注) 本依頼書は、正式な相続書類とともに整理保管する。

【預共一相続04】

※ A3用紙にて使用